

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

日本パラリンピック委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款(以下「定款」という。)第44条に基づき設置した、日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)の運営に関する基本的事項を定める。

(事業)

第2条 JPC は、定款第45条に掲げる事業及びこれに関連する事業を行う。

(運営委員の任期)

第3条 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

ただし任期は原則として10年を超えないものとする。

2 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会の招集)

第4条 運営委員会は委員長が招集する。

(運営委員会の議長)

第5条 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(運営委員会の議決)

第6条 次の事項は運営委員会の議決により行わなければならない。

- ① 当該国際障がい者スポーツ組織への加盟・脱会に関すること。
- ② JPCの事業計画及び事業報告に関すること。
- ③ JPCの運営に関すること。
- ④ 定款第46条により、JPCに加盟した競技団体及び関連スポーツ団体との連携融和を図ること。
- ⑤ 障がい者のスポーツに功労のあった者の表彰に関すること。
- ⑥ その他 JPC の目的達成に必要なこと。

(加盟及び脱会)

第7条 定款第46条により JPC に加盟しようとする競技団体は、別に定める「JPC 加盟競技団体要項」の要件を満たし、義務を遵守しなければならない。

2 本条第1項に同意する競技団体は、指定の期日までに JPC 加盟競技団体要項に定める必要書類を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

3 脱会しようとする競技団体は、JPC 加盟競技団体要項に定める必要書類を提出し、委員長の承認を受けなければならない。

4 加盟競技団体が JPC 加盟競技団体要項に違反する行為を行った場合、JPC 運営委員会は

JPC 加盟競技団体要項に基づき処分することができる。

(分担金)

第 8 条 加盟競技団体は、JPC加盟分担金を、毎年 4 月末日までに納入するものとする。

- 2 加盟分担金は、年間10 万円とする。
- 3 既納の分担金はいかなる理由があっても返還しない。

(加盟競技団体会議)

第9条 定款第 46 条に定める加盟競技団体の代表者等により、加盟競技団体会議を構成する。

- 2 加盟競技団体会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長があたる。
- 3 JPCの事業に関する重要な事項については、加盟競技団体会議の意見を聴するものとする。

(顧問及び参与)

第 10 条 JPCに、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、運営委員会の推薦により、委員長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について会長又は委員長の諮問に応じる。

(専門部会)

第 11 条 JPCの業務を遂行するため必要があるときは、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の部員は、委員長が委嘱する。

(JPCの事務局)

第12条 JPCの事務を処理するため、日本障がい者スポーツ協会組織規程第11条の事務局員を置くことができる。

(その他)

第 13 条 JPC と加盟競技団体との間に紛争があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の規則に基づく仲裁に委ねるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成 11 年 9 月 8 日から施行する。

ただし、第8条分担金に関する規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日(平成 23 年 12 月 1 日)から施行する。

- 3 この規程は、平成 26 年 6 月 11 日から施行し、平成 26 年 4 月1日から適用する。

- 4 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

- 5 この規程は、令和2年4月 16 日から施行する。

- 6 この規程は、令和3年6月9日から施行する。